

平成24年4月27日

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立について

一般社団法人 第二地方銀行協会  
会 長 築 瀬 悠 紀 夫

本日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が成立いたしました。

私どもは、かねてより、国民経済的観点から真に望ましい郵政改革を実現するためには、①バランスシートの規模の縮小、②政府出資がある間における公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底や金融システムの安定に資する観点からの態勢整備が不可欠であると主張してまいりました。

改正法では、金融2社株式について、「その全部を処分することを目指す」、「できる限り早期に処分する」と規定されました。これにより、ゆうちょ銀行は完全民営化に向け進むものと理解しております。今後、完全民営化に向けて、できる限り早期に、その具体的な道筋が示されるべきであります。

また、新規業務については、ゆうちょ銀行株式の1/2以上処分後は認可制から届出制に緩和されており、公平な競争条件が確保されないまま、業務範囲が拡大することが懸念されます。政府の間接出資が残る間は、ゆうちょ銀行の新規業務について、民間金融機関の業務を圧迫することのないよう、政府および郵政民営化委員会による二重のチェックが厳格に運用されることが必要であります。

加えて、預入限度額については、「当面は引上げない」ことが改正法の附帯決議に盛り込まれました。政府の信用を背景とするゆうちょ銀行において、引上げが実施された場合には、規模拡大につながることはもとより、仮に地域金融機関から預金シフトが起これば、地域の中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことが懸念されます。したがって、政府の間接出資が残る間は、引上げられるべきではないと考えます。

改正法に係る衆参両議院での審議や附帯決議を通じて、公平な競争状況が確保されない中で民間金融機関を圧迫することのないよう、適切な制度設計を図り、実現することが求められたものと理解しております。今後、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化が進むことを強く要望いたします。

以 上